

# 令和4年度 学校経営計画

練馬区立光が丘第八小学校  
校長 世古 徳 浩

## I 学校経営の基本理念

- (1) 豊かな人間性の育成  
東京都並びに練馬区の教育目標、教育指導課の主要施策に基づき、光が丘第八小学校の教育目標を具現化し、「知・徳・体」の調和のとれた人間性豊かな子供の育成を目指す。
- (2) 地域とともに歩む学校  
保護者・地域の方々の思いや願いを受け止め、地域のよさを学び、地域とともに歩む学校づくりを行うため、学校、地域、保護者が協力して光が丘第八小学校の子供のために全力で教育活動に取り組む。
- (3) 協働し組織的に対応する学校  
「すべての教師がすべての子供の担任」として、職員全員が協働し統一された教育活動を丁寧に積み重ね着実に進めることにより、基本的な生活習慣、学習習慣の定着を図り、「生きる力」を確実に育む。

光八小マインド 「自立・貢献・共生」＝児童に付けたい力

- 自立・・・自分のことは自分で考え、自分でする。(みつける力)
- 貢献・・・人のためになることを進んでする。(かかわる力)
- 共生・・・他者とともに、力を出し合う。(つながる力)

### 新型コロナウイルス感染症対策の徹底

- 学校・保護者・地域が一体となった感染症拡大防止
- 密閉・密集・密接の「三密」を避ける環境設定
- 教育活動における感染症防止(マスク着用、換気、手洗い、消毒)への教職員の意識の徹底
- ガイドラインに則った児童への新しい「行動様式」の指導の徹底
- 教育課程・年間指導計画の再編成及び確実な実施
- 感染症予防対策を徹底した授業形態の工夫、学校行事の在り方の構築

## II 目指す学校像(長期目標)

### チーム光八小「今日が楽しく明日が待たれる学校」

- ・子供のよさを見つけ、可能性を伸ばす学校
- ・子供の安全が確保され、安心して過ごせる学校
- ・内にも外にも開かれた学校として、保護者、地域と連携し、地域住民に信頼される学校
- ・職員の持つ力を結集し、組織力を発揮できる学校

## III 学校教育目標

人権尊重の精神を基盤とし、自立的精神にみちた健全な人間の育成、日本の文化と伝統を尊重し、国際社会に貢献する日本人の育成、生涯にわたり、自らをみがき心豊かにたくましく生きる人間の育成を目指し、次の子供像を掲げてその育成に努める。  
「仲良く助け合う子供」を今年度の重点目標にする。

## 学校教育目標

- ◎すすんで学ぶ子供（重点目標）  
（人の話をよく聞き、自分の考えを発表できる子供・基礎基本の学力が定着している子供）
- 仲良く助け合う子供  
（みんなと仲良く協力する子供・挨拶ができ、ルールを守る子供）
- 健康で明るい子供  
（体力のある子供・集中力があり、最後までやり抜く子供  
機嫌がいい子供）

## IV 目指す教師像

### 教育への誇りと信念のある教職員

「教師は子供の一番の教育環境である。」

- (1) 子供、保護者に正対し、決して逃げない愛情ある教師
  - (2) 心身共に健康で、率先垂範、プラス思考で努力する教師
  - (3) 子供に学び、子供と遊び、子供とともに成長する教師
  - (4) 自分のキャリアアップを追究する教師
  - (5) 礼儀正しく、公務員・社会人としての常識を備えた教師
  - (6) 家庭地域と連携し、児童を育てる教師
- ※重点：多様性を受容し尊重する。  
子供の体温が分かる教師になる。  
子供一人一人を大切にす。

## V 学校経営の基本方針（中期目標と具体的方策）

### チーム光八小 「正直・親切・笑顔」

「3つのあ」（あいさつ・あんぜん・ありがとう）

「3つのC」＝「Change」「Challenge」「Creative」  
（変化、挑戦、創造）

### 1 光が丘第八小学校の教師としての基本姿勢

- (1) 「子供のためになるか」を評価の規準として教育活動を進める。
- (2) 全ての教育活動を、子供の具体的な活動と変容を評価規準として、PDCAのサイクルを基本に、日々改善していく。
- (3) 加点的な指導を心がけ、子供に自信と自己肯定感を育てる。
- (4) 子供とのふれあいに心がけ、子供の側に立った受容的な態度に努め、子供理解を深める。
- (5) 全ての教育活動を通して人権教育を進める。いじめ・体罰は絶対に許さない、しないという毅然とした態度で、いじめや偏見、差別のない温かい人間関係を醸成する。
- (6) 光が丘第八小のすべての教師がすべての子供の担任として、学級、学年、専科の枠を越え、全職員が協力して、「みんなで」子供を育てる。一人一人の子供を大切にする。
- (7) 教師のプロとして、自信と誇りをもって指導に当たる。子供や保護者の声には、きちんと耳を傾け、丁寧な対応を心がける。
- (8) 光が丘第八小という地域、地域人材の素晴らしさを教師一人一人が理解し、地域を愛する子供を育てる。保護者・地域の方々からの協力を積極的に仰ぐとともに、進んで地域に出向き、地域行事に参加する。
- (9) 常に子供に愛情を注いで、最善を尽くす努力をする。

## 2 確かな学力の定着 【学力向上】

- (1) 少人数担当教員や非常勤講師、学力向上支援講師を活用し、算数科の習熟度別学習を徹底し、基礎・基本の確実な定着を図る。
- (2) 反復指導、立ち戻る指導、繰り返し指導を行う。
- (3) 思考力、判断力、表現力を育てる問題解決的な学習と学び合いを重視する。(タブレット、電子黒板の活用・学習形態の工夫)
- (4) 特別支援教育的な手法を取り入れた学習活動を研究し、表現力の基盤となる「話す」「聞く」の力をつけていく。
- (5) 日常の授業を基盤とした授業改善に取り組み、授業を通して学級経営を行う。
- (6) 授業の工夫(指導技術の向上)  
【めあての提示、発問の精選、板書構成、ノート指導、学習形態の工夫、話し合い活動の工夫】→光八小版「基本的指導過程」に基づいて一単位時間の学習の流れを設定し、習得・活用・探究的な各学習において、対話的で深い学びを効果的に取り入れるとともに、めあてに沿った振り返りを行うことにより、自己評価力を高める。
- (7) 言語活動の充実として、年間2回の読書旬間の設定、保護者ボランティアによる読み聞かせ「お話ポケット」等の実施を通して読書活動を推進する。
- (8) 小中一貫教育、保幼小連携を推進し、活動、取組を実践する。
- (9) 国語科モジュール(第3～6学年)を年間110回以上実施し、漢字や音読の定着を図る。短作文指導を週2回実施する。
- (10) 「学び合い」のある授業の実施  
「学び合い」を進めるためにホワイトボードやタブレットを活用する。ペアやトリプル・グループ学習など、学習形態を工夫する。児童の思考を促すための効果的な板書・発問・指示を行う。
- (11) 令和4・5年度練馬区教育課題研究指定校として、算数科を中心にタブレット端末の効果的な活用を実践しながら校内研究を推進し、授業改善と指導力の向上、児童の学力向上を図る。

## 3 豊かな人間性の育成 【縦割り班活動の充実】

- (1) 「特別な教科 道徳」の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて、子供たちの発達段階に応じた道徳教育を行う。
- (2) 年間指導計画に基づいて、計画的、組織的に人権尊重教育を進める。
- (3) 「自立・貢献・共生」(光八小マインド)の心を育む。
- (4) 清潔で安全な学校環境を維持し、子供たちが落ち着いて生活ができるようにする。子供を支援する「3かけ」(目をかける、声をかける、手間をかける)を励行する。
- (5) いじめをしない、させない、正義と思いやりのある体罰のない学級を作る。
- (6) きまりの必要性を意味を理解させ、きまりを守れる子供を育てる。叱って気付かせ、ほめて身に付けさせる。  
【叱る3基準(人権・生命・迷惑)ほめる3基準(努力・奉仕・実行)】
- (7) 学校行事や学級活動、集会を通して、所属感、達成感を味わわせる。
- (8) 挨拶、不登校0、遅刻0等、生活指導の重点化を図る。
- (9) スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、スクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携した対応を行う。
- (10) 校内教育相談室の活用と工夫を図る。
- (11) 異学年交流活動(光っ子班)、全校遠足や地域清掃等を行うことで、誰とでも仲良く協調して生きることのできる豊かな人間性を育てる。

## 4 個に応じた教育の充実 【個に応じた指導、対応の充実】

- (1) 特別支援学級と通常学級との交流を計画的に行い、特別支援教育推進体制をつくる。
- (2) ユニバーサルデザイン等、特別支援教育の手法を取り入れた指導の工夫を図る。

- (3) 学校と家庭、関係諸機関との連携を密にし、学校不適応や虐待等に対して適切に対応する。
- (4) 合理的配慮、環境整備に対する全教職員の理解を図る。
- (5) 子供支援委員会を定期的に開催し、支援の方法等について組織的に対応する

## 5 体力の向上 【休み時間の充実】

- (1) 外遊びと集団遊びを奨励する。天気の良い日の外遊びを奨励し、学級遊びや学年遊び、縦割り遊び等、集団遊びを増やし、教師もできるだけ一緒に遊ぶ。
- (2) 体育科の各領域での目標と内容を十分に理解した指導を実施する。その際、運動量を意識して授業を組み立て、毎時間汗をかくことができるような授業の展開に努める。
- (3) 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全）を通して、自ら危険を回避する力を培う。
- (4) 持久走大会練習や長縄週間、短縄旬間等、子供が日常的に行う指導を工夫する。
- (5) 生活リズムを定着と食育指導の充実を通して心と体の健康づくりを進める。【早寝、早起き、朝ご飯】
- (6) オリンピック・パラリンピック教育推進の年間指導計画を作成し、実践する。4つのアクション（学ぶ・観る・する・支える）を踏まえた取組を推進する。
- (7) 日々の児童観察、健康観察を徹底し、児童の健康管理に努める。

## 6 内に外に開かれた学校づくりの推進 【家庭との情報共有】

- (1) 学校評価を、組織的、定期的に行い、その改善策を広く公表して具現化し、期待に応える教育を推進する。
- (2) 報告、連絡、相談、記録を密にし、情報の共有化を進め、協働して職務を遂行する。
- (3) 学校だより、学年だより、学級だより、学校HP等による広報や情報提供を積極的に行う。
- (4) 校長との教育相談日を毎月設定し、保護者、PTAとのコミュニケーション、連携を深める。
- (5) 地域行事への積極的な参加の継続を図り、信頼関係を深める。

## 7 教職員一人一人が参画する学校運営 【全員経営】

- (1) 校務分掌について、従前の方法や計画を更に改善、変更することを常に考える。
- (2) よしと思える企画・提案は、進んで管理職に具申する。
- (3) 管理職への報告、連絡、相談、記録を常に密にする。

## 8 コスト意識をもった施設、教材等の活用

- (1) 同じ効果を上げるのに、必要最低限に抑えることはできないかと常に意識する。

## VI 子供とのかかわりと危機管理

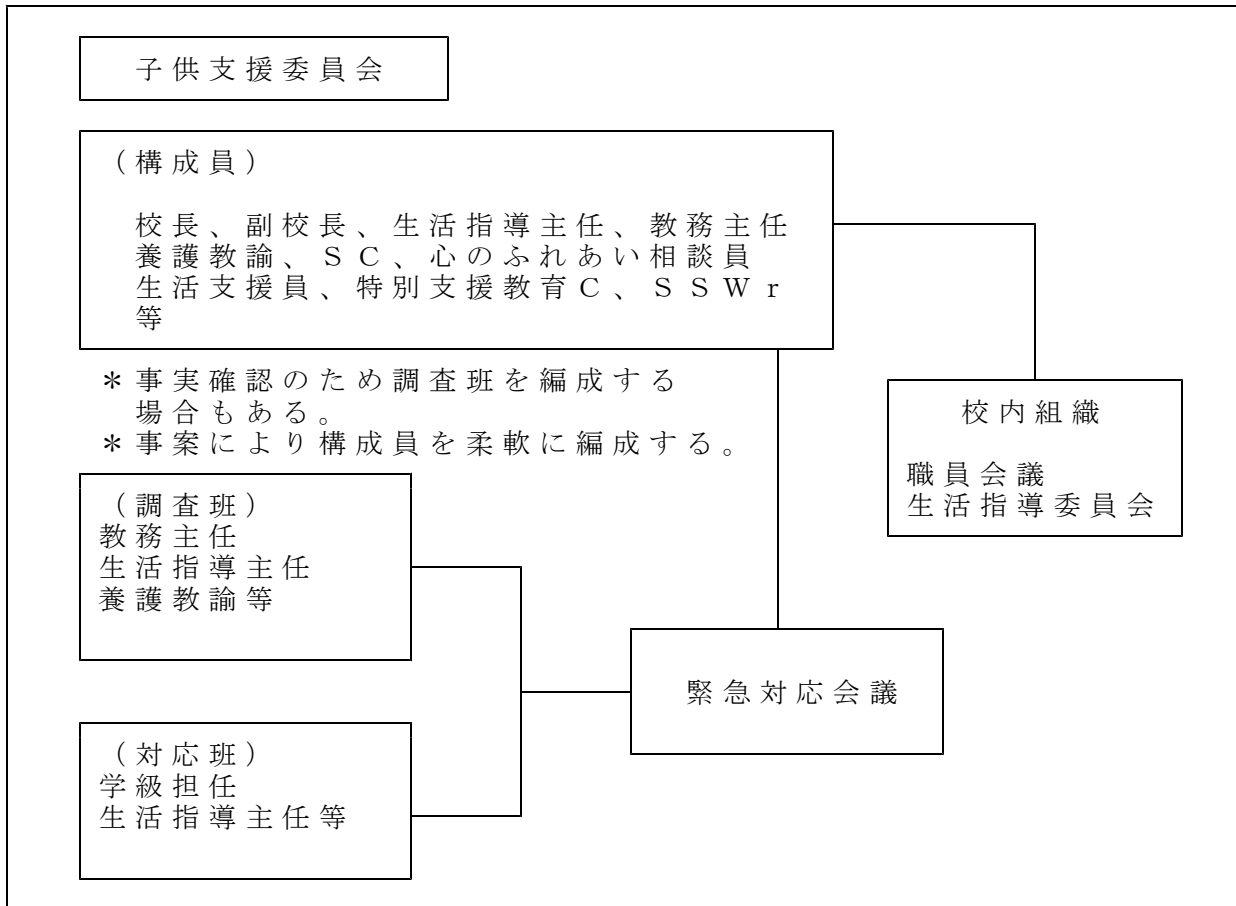
- (1) 子供が言うことを否定しない。（受容と尊重）
- (2) 子供の話を丁寧に聞く。
- (3) 子供に共感する。
- (4) 子供とのふれあいを積極的に行う。
- (5) 能力ではなく努力を褒める。
- (6) 行動を強制しない。

※危機管理の「さしすせそ」を共通認識し、共通実践を図る。  
危機管理の「さしすせそ」

さ：最悪を想定して  
 し：慎重に  
 す：素早く  
 せ：誠意をもって  
 そ：組織的な対応を

## VII いじめ・体罰への組織的な対応

〈いじめ・体罰に向けた組織〉



- (1) 年間3回の「いじめアンケート調査」を実施し、児童の状況把握を行う。
- (2) 校内委員会を定期的で開催し、必要な情報を共有する。
- (3) いじめを許さない学級・学年風土、学校風土をつくる。
- (4) いじめ・体罰事案発生時は緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編成し対応する。
- (5) 校内委員会での内容や事案への対応については、職員会議において報告し、周知する。
- (6) 事後指導に関し、必要に応じて職員会議を開催し、全校体制での対応、さらなる未然防止に努める。
- (7) 必要に応じて「PTA時計界塔の会」会長・副会長との連携も図る。

## VIII サービスの厳正

- (1) 教育基本法第9条に基づき、教育公務員として崇高な使命を深く自覚する。
- (2) 地方公務員法第30条の規定をサービスの根本基準とし、サービスの厳正についての高い意識をもって業務を遂行する。
- (3) 学校教育法第11条で体罰の禁止が明確に規定されていることに基づき、体罰の禁止を徹底する。
- (4) 公費・私費会計については、複数での「ダブルチェック」を必ず行うなど、適正に学校徴収金の事務処理を行う。
- (5) 電子ファイルの扱い、紙文書における個人情報情報を適正に管理する。